

## 道州の組織・機構のあり方について

「道州の組織・機構のあり方」に係る主な論点については、各幹事への意見照会結果から、現時点では以下のように整理される。

「国と地方の役割分担」、「市町村との関係」、「住民自治のあり方」など、道州の組織・機構のあり方を考える上で、密接な関係を有する課題に係る特別委員会での検討状況を踏まえながら、今後、議論を深めていくこととしたい。

### (1) 道州の組織・機構についての基本的考え方

- 道州は都道府県に代わる広域自治体であることに鑑み、その組織・機構については、地域における行政を自主的かつ総合的に担うことができ、かつ、その自主性及び自立性が十分に確保されるように制度設計すべきではないか。
- 道州には、その意思決定のあり方を含む組織構成について自ら決定する権能、すなわち自治組織権が広範に認められるべきではないか。
- 道州は、これまで国が担ってきた内政に関する事務の大半を引き継ぐ一方、都道府県がこれまで担ってきた事務については可能な限り市町村に移管することによって、簡素で効率的な組織・機構とすべきではないか。

### (2) 道州の内部組織のあり方

- 道州の自治組織権を尊重する立場から、道州の組織・機構に関する法律の規定については、道州にどのような組織を置くかなど最小限度の基本的な事項にとどめ、その他の事項については、原則として、道州の自治立法によって定めることとすべきではないか。
- 行政委員会の設置については、原則として、道州がそれぞれの地域の実情を踏まえて必要な行政委員会を置くことができるようにすべき

であり、選挙管理委員会など審査、裁定等の機能を担い、設置を全国的に統一することが望ましいものに関り、法律で一律に規定すべきではないか。

- 現行の地方自治法では、監査委員は執行機関に位置づけられているが、道州の自己決定・自己責任の領域が大幅に拡大することを踏まえると、監査機関の独立性・中立性をより一層高めるべきではないか。

### (3) 道州の議会制度のあり方

- 道州が広範な自治立法権を有し、自己決定・自己責任の領域が大幅に拡大することを踏まえると、団体意思の決定機能、執行機関の監視機能を担う議会の果たすべき役割は、一層重要になるものと考えられる。調査能力の向上など、議会の組織・体制の強化を図る必要があるのではないか。
- 道州議会の権能及び執行機関との関係については、現行の都道府県に関する制度を基本としつつ、執行機関の権能に応じて適切なチェックアンドバランスの仕組みを検討すべきではないか。
- 市町村に関係する条例を道州が定める場合や、市町村の財政調整を道州が行う場合が考えられるとすれば、道州と市町村の執行機関間の協議等に加えて、道州議会に基礎自治体の意見を反映する仕組みを設けることが考えられるのではないか。

### (4) 論点整理に至らなかった事項

- 執行機関の権能を強化（または重点化）すべき点
- 執行機関の組織・体制を強化（または縮小）すべき点
- 執行機関に出先機関を置くべきか、また出先機関に審議機関としての機能を持たせるべきか
- 議決機関の権能を強化（または重点化）すべき点
- 地方公務員制度等について見直すべき点